

新たに回天（仮称⑥）、所謂人間魚雷一及び震洋（仮称④）、所謂體当り舟艇一を整備する方針を決定し、天々必要な試作、実験、訓練用の編成に移った。

石は一九四三年十月のことであつた。

第二項 全面的特攻化戦備と本土決戦防衛準備

斯くして一九四四年末に於ては従来の着想をも参照して各種の特攻兵器が出現した。即ち飛行機としては秋水、橘花等が、又水上水中兵力としては蛟竜、海竜等を採用して之等の量産を考究發動した外着想としても幾多のものが生れて來た。

一方一九四五年二月に入り全北島の大勢既に決し、更に二月下旬雖以不落を誇つた硫黄島亦激戦の末略取せられたばかりでなく、日本内地に對する大規模空襲の兆、日に明白となり、従つて我々としては戦備の重点を航空兵力及び特攻兵器に局限すると共に、日本本土決戦の防衛態勢を

完備せねばならぬこととなつた。斯くて一九四五年二月以降日本海軍の戦備は一方に於て疎開並びに防生作業を強化し、艦力生産力を維持しつつ他方全面的特攻化戦備に移行したのである。又此の実行は陸軍との協議連絡を密にして互に採長補短、相互協同戦備の遂行を期することとなつたのは特筆に値する所であつた。その状況は同年四月一日附の陸海軍両統帥間の申合せに克く表現されている、即ち次の通りである。

昭和二十年度前期陸海軍戦備に關する申合

昭和二十年四月一日

參謀本部
軍令部

參謀次長
軍令部次長

第一、要綱

昭和二十年度前期陸海軍戦備は正の要綱に依り之を整備す

一、航空兵力及特攻兵力は優先整備す

陸軍地上兵備（新設四十箇師團を含む作戦兵備）及海軍兵備（航空兵力及特攻兵力を除く）中本土攻撃決戦期に戦力發揮を期待し得るものは石に準じ急速整備す

海上交通防衛戦備は最少限度に止め其の他の戦備に就ては國力を割棄し重要戦備に支障なき範圍に於て之を整備す

二、陸海軍戦備は協力して之を行ふ如く努力す

陸軍は海軍の敵機動部隊攻撃用航空兵器及水中特攻兵器の整備、海軍は陸軍の本土局地防空用航空兵器及地上兵器整備を特に重視協力す
三、統帥部は政府と密に連絡し國家總力の結集戦力化及戦備の建設に關し全幅支援協力す

四、陸海軍戦備の整備要領（品種、數量、緩急順序等）は本要綱に基き之を定め之が完遂を圖るものとす

第二、陸海軍戦備の整備要領

一、陸海軍戦備の緩急順序を左の如く定む

（一）航空及特攻兵器

（1）航空及航空特攻兵器

優先順位は別途之を決定す

（2）水中、水上特攻

（イ）蛟竜及小型潜水艦

（ロ）海竜

(一) 國 天

(二) 震 洋 及 〇

(3) 右運用に必要な最少限骨幹基地施設

(一) 地上兵器

(1) 対戦車火力

(2) 対重火器火力、対舟艇火力及大口徑機關銃砲

(3) 近戦自動火力及高射（角）砲

(4) 右運用に必要な最少限骨幹陸戰薬城

(三) 敵後方遮断及海上交通護衛艦艇兵器

(1) 潜水艦

(2) 敷設艇及機魚

(3) 海防艇及爆雷

(4) 海防艦

(四) 輸送艦艇

(1) 輸送艦

(2) 大發動艇

(四) 築城及施設

(1) 一般航空、特攻基地

(2) 一般地上戦備

(六) 其の他（被服、用品、衛生、獣医資材等）

昭和二十年九月に於ける陸海軍豫想保有兵力量の比率に應ずる最少

糧秣は國民食糧と勘案し之が所要量を絶対確保する如く凡有措置す
燃料類及火薬類は關聯兵器に應ずる如く陸海軍共同し最大限整備す
化学戦戦備は極力実施するものとし整備要領に關しては別に定む

三、二十年度前期陸海軍主要兵器整備並に運用要領

第一表乃至第七表の如く定む

第一表

[illegible]

第二表

二十年度前期特攻兵器整備表

備考	ふ 號	⑧	震 洋	秋 水	小 型 潜	回 天	海 竜	蛟 竜	桜 花	特殊機	千 一 五	兵 器 區 分	
												四 月	五 月
一、本表の外ヶ彈一万、イ號二、〇〇〇、摘花三、〇〇〇の整備を上半期に於て豫定するも之が決定は研究及審査の結果に遡る 二、其の他研究中の兵器の整備に就しては研究の結果を待ち改めて決定追加するものとす			六〇〇	一〇〇		一〇〇	一〇〇	二五	三〇〇		五〇	五月	六月
			六〇〇	一五〇	一	一〇〇	一二〇	三五	三〇〇		一五〇	七月	八月
		五〇〇	六〇〇	二〇〇	五	一〇〇	一三〇	五〇	三〇〇	二、〇〇〇	三〇〇	九月	計
	一、〇〇〇	五〇〇	六〇〇	二〇〇	八	一一〇	一五〇	一〇〇	三〇〇		四〇〇		
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	二五〇	一三	一二〇	二〇〇	一五〇	三〇〇		五〇〇		
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	三〇〇	一三	一二〇	二〇〇	一八〇	三〇〇		六〇〇		
	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	二、二〇〇	四〇	六六〇	九〇〇	五〇〇	一、八〇〇		二、〇〇〇		
	A	A	BA	BA	B	B	B	B	B	B	A	(區整備担主分任)	
				運用はA、B一の比率とす			動力増大に力す					摘 要	

二十年、度前期地上兵器整備量

1091

其の二 肉迫攻撃兵器

種別	整備量	運用区分	整備担任区分
火焰發射機	二四〇〇	BA 三一〇〇〇〇	BA 三一〇〇〇〇
対戦車爆雷	四〇万 （五式半球式手雷）	A	A
牽地雷	二〇万	BA 一一〇〇万万	BA 一一九万万
小型（攻撃）地雷	一五万	B 一五万	B
手投圓錐彈	一〇万	BA 八五万万	B
手榴彈	五〇〇万	BA 二二五〇〇万万	BA 三一七二五万万
手投火焰（煙）瓶	三〇万	BA 一一二八万万	BA 一一二八万万

其の三 陸上輸送兵器

種別	整備量	運用区分	整備担任区分
牽引車	二一〇	A	A
装甲兵車	三五〇	A	A
自動貨車	六一〇〇	BA 地上兵力に 定む	BA 五一〇〇〇〇
水陸兩用自動車	二七〇	A	A
小型貨車	一一〇〇	B 地上兵力に 定む	BA 一〇〇〇〇〇
被牽引車	六二〇	A	A
輜重車	別に定む	AB 地上兵力に 定む	BA 三〇〇〇〇
運搬車	別に定む	同石	BA 三六〇〇〇 別に定む

其の四 簡易兵器

別に定む

（備考）

地上兵器の陸海軍運用区分は戦局並に陸海軍地上戦備の実情に即する如く別途調整す

第四表

二十年度前期艦艇整備量（設備戦備輸送戦備交通破壊戦備）

考 備	潜行輸送艇一型	折疊舟	小輸送艇	機付浮舟	大發				哨戒特務艇	海防艇		敷設艦	敷設標	爆標	輸送艦		海防艦			潜水艦					驅逐艦	種別	前期建造決定	摘 要	整備及運用區分	
					水陸兩用	木	鉄	特		乙	甲				二等 (SB)	一等	丁	丙	甲	高	補	特	丁	甲						丁
輸送艦、輸送用潜水艇及舟艇類は陸海統合運用するものとする	三〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	三〇	一、八〇〇	一、三五〇	三〇	四〇	一八	六	六	二	一	九	四	二〇			四	一	二	一	二	一〇					
	A	A	A	A	B	B A	B A	A	B					B	A B	B														
						九〇〇〇	九四九〇																							

第五表

二十年度前期防空兵器整備量

備考	防空風	八種打上阻塞彈	小空中聽音機	防空氣球		探照燈		(防空機銃)射高機銃				射高(角)砲										種別
				二式	一式	二米	一五米	四十粒	十三粒	二十粒 (四式双聯)	二十五粒	合計	陸及艦用				陸用				八八式七高 (含飛行機用)	
													九八式十纏	十二纏	十二纏七	一式十二纏七	十五高	十二高	八高	四式七高		
陸用防空火器は陸海綜合的に運用す																						
	一六〇〇	(三〇萬發)	一一〇	一七五	一〇六	二三〇	五六〇	一〇〇〇	九〇〇(三〇〇〇)	七二〇〇	一三、五〇〇	五〇	四一〇	一〇〇	三〇	五	九五	二四〇	二〇〇	一六〇	整備數(萬發)	
							四〇〇〇發	一四〇〇付發		一三、五〇〇發		五〇〇發	四〇〇發	五〇〇發	一門五〇〇發	(三)	五	三六	一九	二一	彈、用區分	
	陸用B	陸用A	陸用A	陸用BA	陸用A	陸用BA	陸船用BA	陸船用BB	陸用A	陸船用BBA		六五〇				七〇〇(八一三)				A		
				一五二〇五		三七〇六	一一二〇〇	五〇六〇〇	五五〇〇〇	二、八八〇〇〇		B								A		
	B	A	A	BA 一五二〇五	A	BA 三七〇六	BA 一一二〇〇	〇BA 五〇六〇〇	〇B	A	〇A B	B								A		
																				(〇印)担任區分		

第六表

二十年度前期対潜兵器整備量

爆 雷	機 雷		飛行機用磁探	対潜用電探	水測兵器	種 別
	水 除	普 通				
五 萬	二 萬	三 萬	一、 五 〇 〇	一、 二 〇 〇	二、 〇 〇 〇	整 備 量
B A 四一 萬萬	B	B	B A 一、 二 〇 〇 〇	B A 一、 〇 〇 〇	B	運 用 區 分
B A 四一 萬萬	B					整 備 担 任

第七表

日滿支燃料及火薬類整備量

考 備	火(爆)薬		呂 號 薬	液 体 燃 料							種 別	二十年 度	同上前期	備 考
	爆 薬	火 薬		燈 輕 油	油 重		メ タ ノール	酒 精	普 揮	純 航 揮				
					C 重油	B 重油								
一、運用區分は別に定む 二、本表の外松根油其他の増産に關し陸海協力し劃期的増産を講ずるものとす	八萬	七萬	四萬屯	一三萬軒	一六萬軒	二五萬軒	五萬軒	四〇萬軒	五萬軒	六萬軒	上半期運用の細部配分は兵器の運用區分を基礎として定む			
	B A 二二萬屯	B A 二一五萬屯	一萬屯	五萬軒	六萬軒	一二萬軒	二萬軒	一二萬軒	二三萬軒	二六萬軒				